

平成 21 年 6 月 19 日

中山 洋二 様

立夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、長崎市南山手町甲7番3の土地及び建物の所有者である(株)ジャパン・クリエイティブ・エンタープライズ代表取締役 飯野 誠介氏より、貴職が当該土地・建物の実質的な管理者である旨の回答をいただきました。

つきましては、書類を次のとおり送付させていただきますので、よろしくお取り図らいただきますようお願い申し上げます。

1. 風致地区

- ・長崎県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく違反通知書 1通
- ・長崎県風致地区内における建築等の規制に関する条例(写し)

2. 伝統的建造物群保存地区

- ・長崎市伝統的建造物群保存地区条例に基づく違反通知書
(市長名、教育委員会名) 各1通
- ・長崎市伝統的建造物群保存地区条例(写し)

3. 屋外広告物

- ・長崎市屋外広告物条例に基づく違反通知書 1通
- ・長崎市屋外広告物条例(写し)
- ・長崎市屋外広告物条例施行規則(写し)

《連絡先》

- ・風致地区担当
長崎市都市計画部都市計画課管理係(神崎、清田) 095-829-1169
- ・伝統的建造物群保存地区担当
長崎市文化観光部文化財課文化財係(神近、小倉) 095-829-1193
- ・屋外広告物担当
長崎市都市計画部まちづくり推進室総務・管理班(森川、清水) 095-829-1271

尚、回答については、文章番号ごとに各担当に送付いただければと思います。
よろしく願いいたします。